

個人情報の不適切な取扱いに注意しよう

ここでは、個人情報の不適切な取扱いを挙げ、正しい対応のポイントを紹介します。

①～④：渡邊雅之 (三宅法律事務所 弁護士)
 ⑤～⑩：加来輝正 (エクシード法律事務所 弁護士)
 ⑪～⑯：鈴木 俊 (弁護士)

●個人情報の取得①



個

個人情報保護法において、個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知または公表しなければなりません。金融機関等は、個人情報保護委員会・金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(以下、金融分野ガイドライン)で「通知は、原則書面によることが求められる」とされています。また、個人情報取扱事業者は、本人との間で契約を締結すること

に伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合や、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。金融機関の窓口でお客様から申込書等で個人情報を取得する場合はこれに該当します。この点、金融分野ガイドラインにおいて、融資契約に際して本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、利用目的を明示する書面に確認欄

を設けること等により、利用目的について本人の同意を得ることが望ましいとされています。

●**懲役等の対象となる**

金融機関の窓口で書面によって利用目的の明示がなされない場合、預金や融資の契約の効力には直には影響しませんが、お客様からの苦情の原因や個人情報保護委員会・金融庁の報告徴求や立入検査、指導および助言、勧告・命令の対象となります。命令に違反した場合は、6ヵ月以下の懲役・30万円以下の罰金の対象となります。

なお、「一般の慣行として名刺を交換する場合において、その利用目的が今後の連絡のため」という場合などは、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」として利用目的の通知等は不要です。

POINT
 窓口で個人情報を取得する場合はあらかじめ本人に利用目的を明示する

●個人情報の取得②

2 ケース
融資取引で個人情報取得する際 同意書をもろい忘れた

融分野のガイドラインにおいては、銀行や信用金庫等の金融機関が、お客様との融資契約に際して、個人情報を取得する場合は、原則として利用目的について本人の同意を得ることとし、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載することが求められています。そのため融資契約とは別に、お客様から「個人情報の取扱いに関する同意書」を取り受けて、お客様の同意を取得する金融機関が多いです。

3 ケース
マイナンバーを取得する取引でないのに 誤って取得した

イナンバーカード(個人番号カード)は、番号法に基づき認められる、表面に顔写真と基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、裏面に個人番号が記載されたカードです。希望者に対して、マイナンバー(個人番号)が記載された通知カードと引き換えに、市区町村より交付されます。運転免許証と同様に、取引時確認の際の写真付き証明書である本人確認書類の1つとして認められます。マイナンバーの収集等は番号法に基づく一定の場合を除き禁止されており、収集等が認められていない取引時確認などの手続きでマイナンバーが記載されている裏面のコピーなどを取ることは許されません。仮に、マイナンバーカードの裏面のコピーなどを取ってしまった場合には、当該裏面のコピ

POINT
 誤って取得してしまった場合に備えて廃棄についても知っておく

金

融分野のガイドラインにおいては、銀行や信用金庫等の金融機関が、お客様との融資契約に際して、個人情報を取得する場合は、原則として利用目的について本人の同意を得ることとし、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載することが求められています。そのため融資契約とは別に、お客様から「個人情報の取扱いに関する同意書」を取り受けて、お客様の同意を取得する金融機関が多いです。

当該業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送等に利用することを同意させる行為を行うべきではなく、本人は当該ダイレクトメールの発送等に係る利用目的を拒否することができることとされています。

●**苦情の原因になり得る**

同意書の取得を忘れた場合には、お客様からの苦情の原因や金融機関のレピュテーションリスク(評判リスク)の問題となり得ます。担当者は、融資契約の締結の際にお客様から同意書を取得することや取得しなかった際のリスクを十分理解しておく必要があります。

希望者に対して、マイナンバー(個人番号)が記載された通知カードと引き換えに、市区町村より交付されます。運転免許証と同様に、取引時確認の際の写真付き証明書である本人確認書類の1つとして認められます。マイナンバーの収集等は番号法に基づく一定の場合を除き禁止されており、収集等が認められていない取引時確認などの手続きでマイナンバーが記載されている裏面のコピーなどを取ることは許されません。仮に、マイナンバーカードの裏面のコピーなどを取ってしまった場合には、当該裏面のコピ

このような間違いが起こらないように、担当者はマイナンバーの取扱いを十分理解しておくことが重要です。また、誤って取得してしまった場合に備えて廃棄についても知っておくべきでしょう。

なお、マイナンバーの収集制限違反となるので、取引時確認の確認記録にマイナンバーを記録することはできませんが、「マイナンバーカード」との名称に加えて、有効期限などについては記録する必要があります。

なお、同意書に記載されている利用目的に「ダイレクトメールの発送」や「提携会社等の商品やサービスに関する案内」が含まれていることが多いですが、金融機関は取引上の優越的な地位を不当に利用し、融資の条件として、融資業務において取得した個人情報を

POINT
 お客様から同意書を取得することや取得しなかった際のリスクを十分理解

誤って取得してしまった場合に備えて廃棄についても知っておく

誤って取得してしまった場合に備えて廃棄についても知っておく